

<農水省に提出した意見>

2006年2月6日

農林水産省・食品容器包装のリサイクルに関する懇談会とりまとめへの意見

日本生活協同組合連合会

日本生活協同組合連合会は、懇談会とりまとめに対して、以下の通り意見を申し述べます。

1．拡大生産者責任に基づく事業者の役割強化

意見の該当箇所

5 ページ、4．容器包装廃棄物の 3R の推進方策（1）役割（費用）分担の見直し。19 ページ とりまとめをおえて

意見の概要

役割分担の考え方の変更はされていませんが、拡大生産者責任に基づく事業者の役割強化が必要であり、そのための検証と検討を行なうことが必要です。

意見および理由

容器包装の 3R を推進し、資源の節約と環境負荷の低減を図る上で最も大きな力（制御可能性）を有するのは事業者です。最終とりまとめにおいては、現行の役割分担の考え方の変更はされませんでした。拡大生産者責任に基づく事業者の役割強化が必要と考えます。そこで、事業者の役割強化による「環境負荷の低減及び社会的費用の最小化に対する効果を検証する」ことの実行が必要であり、次回の法見直しに向けて役割分担のあり方を継続して検討することが必要と考えます。

2．自主行動計画の実効性確保

意見の該当箇所

8 ページ、4．容器包装廃棄物の 3R の推進方策（2）事業者の自主的取り組みの促進<対応の方向>

意見の概要

事業者による自主的取り組みの実効性を確保するためには、国による積極的な関与と国民への情報提供・公開が重要です。

意見および理由

事業者が容器包装の 3R の取り組みをいかに促進できるかが、今回の法改正のポイントとなっていると考えます。事業者による自主的取り組みについて

も「自主的」にとどめずに、国が積極的に関与し、効果を確実に上げることが必要です。そうした点で、個別の事業者並びに事業者団体が自主的計画を策定し、計画に基づく取り組みを推進し客観的な評価を行なうことが必要ですが、同時に国が具体的な目標を提示して事業者の取り組みを促進し結果を評価することなどが必要です。また取り組みの結果や評価が国民に情報提供・公開されることが必要です。

3. レジ袋の有料化の実効性確保

意見の該当箇所

11 ページ、4. 容器包装廃棄物の 3R の推進方策 (6) レジ袋の有料化

意見の概要

レジ袋等の大幅な発生抑制を進めるために、法律に基づく有料化 (無料配布の禁止) が必要と考えます。法制化できないのであれば、同様の効果が上がるような強い法的措置が必要です。

意見および理由

全国的生活協同組合の 6 割近い店舗においてレジ袋の有料化を先行して実施しています。レジ袋の削減率は約 8 割となっており、レジ袋の使用量を大きく削減するためには、有料化が有効な手法であることを示しています。

レジ袋の使用量を大幅に削減するためには、自主的な取り組みではなく法律による有料化 (無料配布の禁止) が必要であり、仮にそれが難しいのであれば、同様の効果が上がるような強い法的措置が不可欠です。例えば、国としてレジ袋使用削減の計画を作り、事業者に対してレジ袋削減の目標策定を求め、事業者が確実に有料化を実行し、国がフォローアップする仕組みなどが考えられます。

また、圧倒的多数の小売業者が足並みをそろえて有料化を実施できるように、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア、百貨店、専門店などを含めて対象の業態を幅広くすることと、レジ袋だけでなく、紙袋やプラスチックの袋等、レジ袋と同様の機能を持つ袋なども対象とすることが必須です。

4. 関係各主体による継続的な協議の場の設置

意見の該当箇所

19 ページ、各種大河連携する場の形成 < 対応の方向 >。19 ページ とりまとめをおえて

意見の概要

今回の審議で結論を得られなかった課題の検討、ならびに今後の関係者間

の理解促進と連携強化のための場の設置が必要です。

意見および理由

今回の審議で結論を得られなかった課題をはじめ食品容器包装の 3R 促進のために、関係者間の意見交換、相互理解、連携強化を促進する場の設置が必要と考えます。

また、最終とりまとめに残された具体的課題（レジ袋の発生抑制のための法的措置、事業者の自主的取り組みの指針等）について、関係者を加えた検討の場を設けることが必要と考えます。

更に、次回の容器包装リサイクル法の見直しは 10 年度ではなく、改正後 5 年を目途に行なうことが必要です。